

宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい事業広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、本市が作成する宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい事業で使用する印刷物への広告掲載（以下「二十歳を祝う成人のつどい広告事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 要綱第4条第3項に規定する市長の承諾又は許可を得て広告を掲載しようとする者をいう。
- (2) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告主に代行して広告掲載に必要な手続等を行う者をいう。
- (3) 広告内容 広告物で使用されている表現，文言，デザイン，色使い等をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 二十歳を祝う成人のつどい広告事業において掲載する広告は、宇都宮市広告事業掲載基準に定める基準に適合するものでなければならない。

(広告の位置等)

第4条 二十歳を祝う成人のつどい広告事業において掲載する広告の位置，規格，表示方法，掲載条件等は、募集のつど，二十歳を祝う成人のつどい広告事業の目的を妨げない限度において，市長が別に定めるものとする。

2 広告掲載の位置は，生涯学習課長が定めるものとする。

(契約の方法)

第5条 広告掲載に係る契約は，一般競争入札によるものとする。ただし，市長が必要であると認める場合には，随意契約をすることができる。

2 広告掲載に係る予定価格は，宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第8条第1項及び第2項の規定により定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は，市長がその期間及び対象，位置，枠数，掲載条件等を決定の上，

広報うつのみや又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、個別に募集することができる。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告を掲載しようとする者は、宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい事業広告掲載申込書（別記様式第1号）及び広告原稿を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

3 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、市長は即時却下する。

（広告の審査及び入札等）

第8条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、広告掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）の業種等及び広告内容について審査を行う。

2 市長は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として入札を行う。

3 予定価格以上の入札者のうち、入札枠数の多い者から順に落札者とする。

4 落札となるべき枠数の入札者が2人以上あるときは、入札価格（第10条において「料金」という。）の高いものから順に落札者とする。

5 落札となるべき枠数及び価格の入札者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

6 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。

7 前項の通知は、決定となった申込者に対しては宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい事業広告掲載決定通知書（別記様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対しては宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい事業広告掲載不決定通知書（別記様式第3号）をもってするものとする。

（契約の締結）

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、二十歳を祝う成人のつどい事業の広告掲載に係る契約について、市長と締結できるものとする。

2 市長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はその

おそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条第1項の規定に基づき市長と契約を締結した広告主は、市長が定める期日までに第8条第4項の規定による料金（以下「広告掲載料」という。）を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 二十歳を祝う成人のつどい事業に掲載する広告原稿は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者が、市長の指定する仕様に従って作成し、市長が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

(広告掲載の許可の取消し)

第12条 要綱第8条第3号に規定する市長が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が第10条による期日までに納付されないとき。
- (2) 広告原稿の提出が市長の指定する期日までにないとき。
- (3) 広告主又は広告取扱者が、第9条第2項の規定による広告の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第8条の規定する契約の解除又は許可の取消しがあった場合、市長は、第8条第2項に規定する者の中から、予定価格以上で、入札枠数の多い者から順に、最高価格で入札した者と契約することができる。

(広告主及び広告取扱者の責任)

第13条 広告主及び広告取扱者は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主又は広告取扱者は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主又は広告取扱者は、第8条第7項の規定により掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(申込み停止)

第14条 広告主が第12条第1項各号のいずれかに該当したとき又は落札者が落札決定後において広告掲載を辞退したときは、当該広告主又は落札者が当該年度において第7条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。